

東福寺院主職の相統争について

関東裁許状案(当時の最高裁判決文(問注所))

三 関東裁許状案

長島庄東福寺
住僧良慶
地頭公義
論
東福寺院主職

肥前國長島庄東福寺住僧良慶与地頭薩摩十郎公一存傳相論条々
一、東福寺院主職事

右對決之處如良慶申者、当寺者相傳知行之處、仁治二年十月公一押領之、
所宛給郎從爲恒也、仍師匠道覚雖訴申之、令死去畢、中間然則停止公一之
押領、任先例領家成任符、可令相從地頭之所務矣

(一) 裁判により決すべき事項

○肥前國長島庄東福寺の住僧道覚死により院主を誰にするかの争である

○原告良慶の申し分

○東福寺は師より弟子へ相伝の寺である。師道覚からこのように申し聞か
されてきたが、今は師は死んでしまった。

(二) 仁治二年十月師道覚が死したため、弟子の良慶が相統できると思つて
いた所、地頭公義(長島庄絶地頭潮見次郎三代城主)がこの寺を押領し
自分の部下爲恒に相統させてしまった。

公義の相統をやめさせ、弟子良慶が相統できるようにして欲しい。

(三) 判決

○良慶の申し分に対する問注所の判断

師の道覚が生前「良慶に相統させよ」と云う意志の証文(遺言書など)
があれば別であるが、今の場合そのような確證となるものが無いので
良慶の申し分は認め難い。

(二) 又公義の横領も停止し、先例に任せ、長島の庄の任符の条々に照し
決定し、それを両当事者に説明し、納得させ、従わせるのが地頭の任務
である。

○「任符」長島庄の行政のさまり(今の自治体の条例に相当する)

遺言等確たる証がある場合は、証がない場合は地頭の判断による。(終)